(趣旨)

- 第1条 この規程は、京都大学大学院経営管理研究部(以下「研究部」という。)及び大学院経営管理教育部(以下「教育部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。 (研究部長)
- 第2条 研究部に、研究部長を置く。
- 2 研究部長は、研究部の専任の教授をもって充てる。
- 3 研究部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 研究部長は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えることができない。
- 5 研究部長は、研究部の校務をつかさどる。
- 6 研究部長に事故があるときは、あらかじめ研究部長が指名する者がその職務を代理する。
- 7 研究部長が欠けたときは、あらかじめ研究部長が指名する者がその職務を行う。 (副研究部長)
- 第3条 研究部に、副研究部長1名を置く。
- 2 副研究部長は、研究部の専任の教授のうちから研究部長が指名する。
- 3 副研究部長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、指名する研究部長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副研究部長は、研究部長の職務を助ける。

(研究部教授会)

- 第4条 研究部に、その重要事項を審議するため、研究部教授会を置く。
- 2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(講座)

第5条 研究部の講座は、次に掲げるとおりとする。

経営管理講座

(教育部長)

- 第6条 教育部に、教育部長を置く。
- 2 教育部長は、研究部長が兼ねるものとする。
- 3 教育部長は、教育部の校務をつかさどる。

(教育部教授会)

- 第7条 教育部に、その重要事項を審議するため、教育部教授会を置く。
- 2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育部教授会が定める。

(重 位)

第8条 教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

経営管理専攻

(事務組織)

第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号) の定めるところによる。

(内部組織)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究部の内部組織については研究部長が、教育部の内部組織については教育部長が、それぞれ定める。

附 貝

この規程は、平成18年4月1日から施行する。